

電気通信大学日本版 Industrial PhD 推進機構規程

制定 令和8年3月11日規程第50号
最終改正 令和8年3月25日規程第66号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則に基づき、日本版 Industrial PhD 推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、電気通信大学（以下「本学」という。）における産業界と連携した新たな博士教育モデル「日本版Industrial PhD」（以下「本事業」という。）を全学的に推進し、博士人材の量的拡大と質的高度化を実現するとともに、産学官連携による世界トップレベルの大学院教育の確立に寄与することを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に機構長を置き、学長が指名する理事又は職員をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、学長が指名する理事又は職員をもって充てる。

3 副機構長は機構長を補佐し、事故あるときはその職務を代行するものとする。

4 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、副機構長の任期の末日は、機構長の任期の末日以前でなければならない。

(推進体制)

第5条 機構に、次の職員を置く。

(1) 事業統括

(2) 事業副統括

(3) ディレクター

(4) コーディネーター

2 機構に、前項に掲げる者のほか、特定任期付職員、非常勤職員等その他の必要な職員を置くことができる。

3 事業統括は、本事業における業務全ての統括を掌る。

4 事業副統括は、事業統括を補佐する。

5 ディレクターは、本事業に関する実務全般を総括する。

6 コーディネーターは、本事業における企画・運営及び連絡調整等の実務を遂行する業務を掌る。

(室の設置)

第6条 機構に、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 大学院改革推進室
- (2) 日本版Industrial PhDコンソーシアム推進室（以下「コンソーシアム推進室」という。）
（室の業務）

第7条 大学院改革推進室は、本学における大学院教育改革の推進に関する業務を行う。

2 コンソーシアム推進室は、日本版Industrial PhDコンソーシアムの設置及び運営に関する業務を行う。

（統括会議）

第8条 機構に、次に掲げる事項を審議するため、統括会議を置く。

- (1) 機構の基本方針及び運営方針に関する事項
- (2) 各室の運営並びに相互連携に関する事項
- (3) 機構の運営に関する重要事項

2 統括会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 事業統括
- (3) 事業副統括
- (4) その他機構長が指名する者

3 前項第4号に定める者の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第4条の規定により副機構長を置くときは、統括会議の構成員に加えるものとする。

5 機構長は、統括会議を主宰し、その議長となるものとする。

6 統括会議の運営等に関し必要な事項は、統括会議が別に定める。

（事務）

第9条 機構に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、令和8年3月11日から施行する。

附 則 （令和8年3月25日規程第66号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。